

大分大学工学部学生生活委員会規程

平成16年4月1日制定

平成16年工学部規程第11号

(設置)

第1条 大分大学工学部規程（平成21年工学部規程第5号）第22条の規定により，大分大学工学部に，学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は，学生生活に関する事項について企画・審議し，連絡調整を行い，もって関係事務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生生活委員長
- (2) 各学科等の教員のうちから選出された者 各1人
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号の委員は，教授会の議を経て，学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，学生生活委員長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開くことができない。

2 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数の場合は，議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず，議長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決をすることができる。

2 前項の議事については，前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。

3 第1項の場合において，議長は，当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は，理工学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第2号の委員のうち機械・エネルギーシステム工学科機械コース、電気電子工学科電気コース、知能情報システム工学科及び福祉環境工学科メカトロニクスコースから選出された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成23年工学部規程第6号）

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附 則（平成26年工学部規程第14号）

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（平成29年工学部規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。